

市民提案型協働事業第1次審査実施要領(案-2 書面会議とする場合)

1 審査員

小田原市市民活動推進委員会部会委員（5人）
小田原市企画部長、市民部長

2 実施方法

書面会議による

3 審査手順

(1) 採点表の記入

- ・企画提案申請書等の団体提出資料及び市関係課の意見を基に書類審査を実施する。
- ・「4 選考の視点」の各項目について、それぞれ5点満点で採点する。意見があれば所見欄に記載する。

(2) 判定（第1次審査通過事業の決定）

- ・全ての審査項目について、各項目における審査員全員の平均点が3点以上のものを第1次審査通過事業とする。（原則として平均点3点未満の場合は不通過とするが、条件を付した上で通過事業（条件付き通過）とすることもできる。）

4 選考の視点

以下の視点に基づいて事業の内容を評価し、選考する。

第一次審査（書類審査）

項目		視点
企画提案内容	公益性	事業が多くの市民に開かれ、公益性・社会貢献性の高い事業となっているか。
	市民ニーズ	事業の目的や課題を適切に捉え、市民ニーズに合った質の高い公共サービスが提供できるか。
協働の必要性	必要性	市が協働事業として取り組む必要性が認められるか。
	相乗効果	協働による相乗効果が期待できるか。
	役割分担	市との役割分担は適切であり、それぞれの特性を活かした役割分担であるか。
団体の実施能力	団体の特性	事業を実施する上での特性（専門性や先駆性など）を有しているか。また、団体の特性を生かした事業提案となっているか。
	実施体制	事業実施に必要な構成員が十分であり、事業の確実な遂行が期待できるか。

5 書面会議の流れ

(1) 審査員に審査関係書類を事前送付（7月初旬までに送付）

- ・提案事業一覧
- ・企画提案申請書等の写し
- ・関係課の意見
- ・事業説明・意見交換会の概要
- ・質問票
- ・審査実施要領
- ・審査採点表

(2) 審査関係書類に関する質問

- ・質問票の提出 ⇒ 7月10日(金) 必着
- ・回答の送付 (事務局が7月下旬に送付)

(3) 各委員による書類審査

- ・採点表の提出 ⇒ 8月3日(月) 必着
- ・採点表の集計 (事務局が行う)

(4) 審査員に採点表の集計結果 (暫定) を送付 (8月7日頃に送付)

- ・採点の修正がある場合
- ・平均点3点未満だが「条件付き通過」としたい事業がある場合
⇒ 8月13日(木) 必着

※審査員から「条件付き通過」としたい事業及びその理由が示された場合は、「条件付き通過」とするかどうかの判断を正副委員長に一任する。

(5) 審査員に採点表の集計結果 (最終) 及び審査結果を送付 (8月下旬に送付)

- ・採点結果により、第1次審査通過事業を決定
- ・条件付き通過及び不通過があった場合は、審査結果に付するコメントを事務局が正副委員長に確認する。

6 その他

審査に公正を期すため、委員本人もしくはその同居の親族が所属している団体が応募した場合、その委員は審査に加わらない。